速記録

丹生ダム建設事業の関係地方公共団体から なる検討の場(第2回幹事会)

日 時 平成24年8月28日 (火)

午前10時 0分 開会

午後 0時 7分 閉会

場 所 近畿地方整備局 大阪合同庁舎第1号館

第1別館3階 第4会議室

[午前10時 0分 開会]

1. 開会

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

傍聴の方々にお願いがございます。携帯電話の電源をお切りいただくかマナーモードに 設定をお願いいたします。

報道関係の方々にお願いがございます。カメラ撮影は冒頭部分のみとさせていただきま すので、ご了承ください。

○近畿地方整備局 河川部長

本日は皆様、ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより 第2回丹生ダム建設事業関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)を開会いたします。 検討工体を代表して本日の進行をさせていただきまず近畿地本敷備号河川郊長の〇〇で

検討主体を代表して本日の進行をさせていただきます近畿地方整備局河川部長の〇〇で ございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、検討主体であります近畿地方整備局及び水資源機構からご挨拶させていた だきます。まず初めに、私のほうから。

2. 挨拶

○近畿地方整備局 河川部長

日ごろより国土交通行政の推進につきまして格別なご理解とご協力を賜り、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。第1回幹事会後よりダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に沿って丹生ダム建設事業の検証に係る検討を行っておりますが、予断なく検証を行うということで代替案の検討に時間を要しまして、第2回幹事会の開催が本日になりました。今後におきましても予断なく検証を進めてまいりますが、検証作業をできるたけ適切、かつ迅速に進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

第1回幹事会では、ダム検証に係る検討手順、丹生ダムの経緯、及び概要についてご議論いただきました。今回は複数の対策案の立案についての議論となっております。本日は 忌憚のないご意見をお聞かせいただくとともに、今後ともご協力のほどよろしくお願い申 し上げ、簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。

続きまして、水資源機構よりよろしくお願いします。

○水資源機構 関西支社長

水資源機構の関西支社長の○○でございます。皆様には日ごろより水資源機構事業に関

しまして、ご理解とご協力を賜りまして感謝申し上げます。また、本日は大変お忙しい中、 早朝より丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場第2回幹事会にご出席い ただき、誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

ただいま近畿地方整備局の河川部長のご挨拶にありましたように、丹生ダムの検証第2 回幹事会の開催が本日になったわけでございますが、今回は治水・利水に関する複数の対 策案の立案についてご説明していただくこととしております。代替案の検討内容が非常に 多岐にわたることから、第1回幹事会よりかなりの時間を要したわけでございます。特に 地元の皆様方にご心配をおかけしております。今後におきましても予断なく丹生ダムの事 業者として、さらにスピード感を持って検証作業を進めていきたいと思っております。

本日、ご参加いただいております滋賀県・大阪府・兵庫県・摂津市そして地元長浜市を 初めとする関係流域自治体の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら丹生ダム建設事業 の検証にかかわる検討を近畿地方整備局と連携、共同し進めてまいりたいと考えておりま すので、重ねてご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

本日は多忙な中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。簡単ではございま すが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○近畿地方整備局 河川部長

次に、本日の出席者を紹介させていただきます。

滋賀県、○○流域政策局長でいらっしゃいます。

- ○滋賀県 土木交通部長代理
 - ○○でございます、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○近畿地方整備局 河川部長

同じく、○○琵琶湖政策課参事でいらしゃいます。

- ○滋賀県 琵琶湖環境部長代理
 - ○○でございます、よろしくお願いします。
- ○近畿地方整備局 河川部長

大阪府、○○河川室長でいらっしゃいます。

- ○大阪府 都市整備部長代理
 - ○○でございます、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○近畿地方整備局 河川部長

兵庫県、○○エネルギー対策室長でいらっしゃいます。

- ○兵庫県 政策部長代理
 - ○○でございます、よろしくお願いいたします。
- 〇近畿地方整備局 河川部長

同じく、○○総合治水課長でいらっしゃいます。

- ○兵庫県 県土整備部長代理
 - ○○です、よろしくお願いします。
- ○近畿地方整備局 河川部長長浜市、○○都市建設部長でいらっしゃいます。
- ○長浜市 都市建設部長
 - ○○でございます、よろしくお願いいたします。
- ○近畿地方整備局 河川部長同じく、○○北部振興局長でいらっしゃいます。
- ○長浜市 北部振興局長
 - ○○と申します、よろしくお願いします。
- ○近畿地方整備局 河川部長それから、摂津市の○○土木下水道部長でいらっしゃいます。
- ○摂津市 土木下水道部長
 - ○○でございます、よろしくお願いします。
- ○近畿地方整備局 河川部長

ここで報道関係の方々にお願いがございます。撮影のほうは以上までとさせていただきます。これ以降の撮影は、ご遠慮をお願いいたします。

それでは、議事のほうに入ってまいります。

本日の議題は、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の規約について」、それから「丹生ダム検証にかかる検討の内容」といたしまして、検証対象ダムについて治水対策案の検討、それから利水対策案の検討です。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事務局のほうでよろしくお願いします。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

事務局を担当しております広域水管理官の○○です、よろしくお願いします。

それでは、お手持ちの資料ですけれども、1つは「議事次第」と「座席表」です。それ

と「資料-1」です。それから、次が第2回幹事会の検討内容の「資料-2」です。右肩のほうに資料番号が書いてあります。「資料-3」として、検証対象ダムについてということです。「資料-4」、複数の治水対策案の立案ついて。「資料-5」、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案についてということです。「資料-6」、複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案ついて。「参考-1」として、社会情勢の変化を踏まえた琵琶湖水位の確認について。「参考-2」、社会情勢の変化を踏まえた掲水対策の効果について。資料に不足がございましたら事務局のほうにお知らせください。よろしいですか。

3. 「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約変更について ○近畿地方整備局 河川部長

それでは、議事のほうに入ってまいります。まず最初に「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約変更について、事務局のほうから説明をお願いします。 ○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

○○ですけれども、座らせて説明させていただきます。資料 - 1、「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約」ということで、変更点だけを説明させていただきたいと思います。

まず3ページ目、別紙-1のところです。大阪府のほうの検討の場の代表市は大阪府市 長会の会長がご推薦されており、会長は「池田市」から「摂津市」に変更になりました。 そこで摂津市が入られたということで、この部分が変わっております。

続きまして、4ページです。「兵庫県政策部長」です、これは以前は「総合政策室長」ということになっていたのですけれども、これは組織改編による変更でございます。続きまして、「長浜市北部振興局長」です。これにつきましては、第1回以降、北部振興局が新しく発足したと。より地元の声を反映した議論ができるということで、皆様方のほうには事前にご了解をいただいて、本日ご出席いただいております。それから、下のほうにいきまして「摂津市土木下水道部長」、これは先ほどの市長会の会長の交代があったので、この部分が変更になったということでございます。

今回、皆様方のご了解をいただければ、2ページに戻りますが、一番下の「(附則)」 のほうで「一部改正」という形になります。

以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

ただいまの規約変更についての説明につきまして、ご質問あるいはご意見等ございまし

たらお願いします。

よろしいでしょうか。特になければ、ご了承いただいたものとさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして今回の幹事会の検討事項につきまして説明させていただきます。 その後、検証対象ダムについての内容説明をさせていただきます。事務局のほうでお願い いたします。

4. 丹生ダム検証に係る検討の内容

○検証対象ダムについて

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

では、資料-2と資料-3をあわせて説明させていただきたいと思います。

まず、資料-2ですけれども、前回第1回幹事会が平成23年1月18日ということで、も うかなり時間がたっております。そういったことで、1回目の幹事会はどんな議事があっ て、主な意見はどうであったかの確認ということで資料を作らせていただいております。

まず、先ほど言いました規約についての説明、及び内容確認があったということでございます。

それから、次に丹生ダム検証に係る検討手順ということで、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」というダム検証を実施する場合の要領細目についての説明がありました。その後、一般的なものですけど、「治水対策案の概要」とか「流水の正常な機能の維持に関する代替案等の概要」とかいうことで、そういった一般的なものを見ていただいて、こういうイメージかなということを共有することでやらせていただきました。その後、「丹生ダム検討に係る検討手順」についての説明ということで、次のページに「個別ダム検証の進め方等」というのが載ってます。これで進め方の手順についての説明をさせていただきました。

そのときの主な意見としては、整備計画の意見照会の際、異常渇水対策の必要性を説明 してほしいとの知事意見を提出している。代替案の検討の前に、渇水対策の必要性や緊急 性の検討結果を説明していただきたいということで、兵庫県のほうから意見が出ておりま す。

続きまして、「丹生ダムの経緯及び概要」ということで、「流域及び河川の概要」、それから「丹生ダム建設事業の経緯と概要」について、それぞれ担当事務所長のほうから説明しております。

ここでの主な意見は、地元住民にとってはダム事業が大きな影響を受けている。地元の 方々に不利益とならないように配慮してほしい。また、一日も早く結論を出してほしいと いうことで、滋賀県のほうから意見をいただいております。また、地元は長年ダム計画に 協力してきた。水面のあるダム建設を希望しており、地元住民への配慮をお願いする。高 時川は天井河川であり、治水面においても重要であることから迅速な検討をお願いすると いう意見を長浜市さんからいただいております。それから、治水上の安全安心の確保をす るためにも、早くとりまとめる必要がある。そのため異常渇水対策についての結論を出し てほしいということを大阪府さんのほうから意見をいただいております。

以上が第1回の概要でございます。

それで、もともと河川整備計画が高時川・姉川はできてなかったので、私どもは、まず河川の計画、目標流量を決めて、それから今回の検証ダムのA案・B案の諸元を検討しております。そういった意味で第1回から今回までに時間がかかって大変申しわけなく思っておりますけれども、そういう検討に時間を要したということでございます。

続きまして、2ページの「個別ダムの検証の進め方等」でございますが、まず今回の幹事会で説明する内容につきましては【キ】の「複数の治水対策案の立案」、【シ】の「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」、【ス】の「その他の目的に応じた検討」、これが異常渇水対策のことでございます。この【キ】と【シ】と【ス】について、今回この立案についてご議論をいただくということになります。

次に、この立案が終わると今度は第3回のことですけれども、立案が終わった後は概略評価、【ク】と書いてありますけれども、「概略評価により治水対策案を抽出」ということで、2案から5案程度に抽出するということをやります。これが第3回の幹事会になります。それでパブコメをいただくという形になります。

それで、学識経験者とか関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聞くと ともに知事の意見をいただいて、一番最後のほうになりますが、【ソ】の「対応方針 (案)の決定」ということで、皆様方の意見を聞いて最終的には対応方針を決定するとい うのがダム検証の流れでございます。

以上が資料-2でございます。

続きまして、資料-3の説明をさせていただきます。

「検証対象ダムについて」ということで検証の対象とするダム。ダム検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき実施する。

同細目において、複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案することが規定されている。また、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定することと定められているということで、姉川と高時川については整備計画が策定されていない水系に当たります。

河川整備計画相当の目標として、河川整備計画における「A案(丹生ダムで確保する方法)」と「B案(琵琶湖で確保する方法)」の丹生ダム計画を基本として諸元を設定し、ダム検証の対象ダムとして検証を進めることとなってまして、次のページにそれぞれダムの案が示されております。

渇水対策容量を丹生ダムで確保する案というのがA案でございまして、ロックフィルダムで異常渇水の緊急水補給として4,050万m³を確保する。

そして、もう1つの案は、渇水対策容量を琵琶湖で確保する案、これはB案と言ってます。これはコンクリートダムで流水型の穴あきダムです。これにつきましては、琵琶湖で4,050万 m^3 というのは琵琶湖の水位で言うと7cmぐらいに該当します。実際、洪水がある前に降雨予測をして先に事前放流をするのですが、それでできるのが5cm。どうしてもなかなか2cm分ははけ切れないということで、こちらの流水型のダムにつきましても洪水調節容量2,000万 m^3 というのが渇水対策振り替えで載っているのです。どうしても琵琶湖で出し切れない分をここで確保しているということでございます。これにつきましては後ほど、また詳しい説明をさせていただきます。

「ダム計画の経緯について」ということで、まずダムの事業実施計画につきましては、当初が平成6年に認可され、第1回変更が平成14年2月にございました。ここのダムの特徴としては、総貯水量が1億5,000万 m^3 ということで、普通のダムの2倍から6倍ぐらい。大きなダムができるという非常に有利な点がございました。当初は、新規利水ということで水道用水 $3.23m^3/s$ 、京都府・大阪府・阪神水道がのってたのですが、これについては既に撤退ということになっております。

それを受けまして河川整備計画のほうでは、見直しダム計画ということで、下にありますように渇水対策容量をダムで確保する方法、先ほどのA案です。それから、渇水対策容量を琵琶湖に確保するB案というのを整備計画のほうで位置づけております。今回、ダム検証にあわせて、このA案、B案の諸元を詰めたということでございます。

5ページのほうにどういう形になったかということで書かせていただいております。

まず、洪水調節容量の1,600万m³につきましては、以前が昭和28年の台風13号で2日雨量でやっていましたが、今回見直しを行いまして36時間雨量で平成10年9月の波形になりましたものですから、この治水容量については減っております。

それから、流水の正常な機能の容量ということで、A案につきましては2,100万m³を確保しております。それから、異常渇水時の緊急水の補給のための容量というのは、もともとのダム検証は事業実施計画と同じく4,050万m³でございます。それから、B案につきましては先ほど言いました、琵琶湖でちょっとはけない分、2,000万m³入れているということです。

それから、堆砂容量につきましては実施計画と同じく、A案については700万m³、それからB案につきましては穴あきダムのために砂が抜けていくということで、オーダーが1つ少ない70万m³の堆砂容量を見込んでいるということでございます。

次の6ページに行かせていただきます。ここにつきましては、先ほど申しましたように整備計画が策定してなっかたので、河川管理者である滋賀県は検討主体と技術的な協議の上、河川整備計画相当の治水の目標流量、整備内容というのを定めて、これをもとに検証していったということでございます。

では、その「治水対策の目標流量について」ということですが、検証に使う戦後最大洪水につきましては、野寺橋というところで基本が $1,500\,\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$ 、ダムカットで $1,200\,\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$ 、ダム直下におきましては丹生ダムで $590\,\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$ 入ってきた洪水のうちカットして $200\,\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$ をピーク時には放流するという形でしております。

それから、あと流下能力ですが、赤線で書いているのが基本高水1,500 m³/sですね。下のほうに書いてある緑色が1,200 m³/sで、これにつきましては戦後最大相当ということで、流下能力的には高時川と姉川の合流点部が流下能力不足になっているということが図のほうからわかると思います。それから、あと14kmから16kmあたり、この辺につきましても流下能力不足が発生しております。あと上流部、山つけの部分ですが、ところどころ平野部がございまして、この辺につきましては多くの区間で流下能力が不足しているというのが現状でございます。

それから、次に11ページですが、これは流水の正常な機能ということで今回見直しの中でもこういう形で設定させていただいております。

それから、異常渇水対策の目標については13ページですが、ダムで確保するA案、それからB案というのが整備計画に載ってまして、整備計画に基づいてやるということでござ

います。

続きまして、14ページでございます。異常渇水対策案の立案時における目標ということで、これは整備計画時に私どものほうから示したことなんですが、丹生ダムで4,050万m 3 異常渇水対策の容量を持っている。このときにどうなるかということで、計算条件としては、河川の流況は既往最大渇水である昭和14年から16年のデータを使っております。上工水については、そのときの平均的なものということで平成13年の実績取水を使っております。ます。農水の取水についても、15年から17年の3 カ年の平均的なものを使っております。大川に流す淀川の維持流量は70m $^3/s$ 、それから、取水制限につきましては、-90cmまで琵琶湖の水位が下がると取水制限として10%、-110cmになると取水制限20%ということでセットしたということでございます。

それから、あと丹生ダムの使い方ですが、琵琶湖水位が1.2mより低下したときに丹生ダムで補給するということで、計算条件としてどうなるかということをやっております。1つは、取水制限のみを実施した場合と、それと取水制限と節水とを組み合わせた場合です。節水については、取水量から90%に減少させ、節水させるということで計算しております。それと取水制限をやった場合、さらに維持流量の削減をやった場合、そういうケースをやっておりまして、下の表の計算ケースを見ていただくと、黄色い部分が琵琶湖のB.S.L.、水位が-1.5m以下になっているということで、利用する範囲を超えているということで、丹生ダムを入れて-1.49mで何とか確保できるということになっております。これが河川整備計画時における丹生ダムの必要性についての説明でございます。

それで、異常渇水対策の目標に関しましては、第1回幹事会で対策の必要性や緊急性について説明するようとのご意見をいただいております。また、河川整備計画策定時における知事意見の趣旨を踏まえて、異常渇水対策容量を丹生ダムで確保することの効果等について、資料として琵琶湖水位の計算を数ケース実施しましたので、参考-1と参考-2で説明させていただきます。

まず、「参考-1」でございます。1ページ目は、普通10年に1回程度発生する渇水を 対象にして行う利水計画になっております。10年に1回よりも、さらに上回る規模の渇水 のことを異常渇水と言う定義のことを言っております。

続きまして、次の2ページですけれども、これは平成3年に完了した琵琶湖開発事業によって常時満水位B. S. L. +0.3mから利用低水位B. S. L. -1.5mの容量を使用することになりましたということで、琵琶湖の使える範囲が+30cmから-1.5mです。

それで、先ほど河川整備計画時の平成13年度の利水計算をお示ししたのですが、このときは実はフルプランがまだできておりませんでした。現在、フルプランが、ちょっと時間は経っていますけど平成21年4月にできております。そのフルプランを使って、それと大阪府さんのほうで水道用水、工業用水の水需要予測を下方修正で見直しされています。それをあわせてやれば、どんな結果になるかということで計算結果をお示しします。

下の表にありますのがフルプラン予測でございます。そのフルプランの予測に対しまして、三角印で書かれているのが大阪府さんの下方修正をした差分でございます。これを引きまして、見直しするということで、それぞれ出させていただいております。これは大阪府の目標年度が平成32年となってますので、その年次を合わすように修正しております。

それで実際に計算した結果が4ページでございます。条件は先ほどと全く同一の条件でございまして、これを見ますとフルプランはどうしても計画値なので、それなりの安全度を見込んでますので、結果とすれば13年度よりも、さらに厳しい結果になります。ダムを入れても-1.66mで渇水容量が必要という結果になってます。このときの水位のグラフを5ページに書かせていただいております。

以上が参考-1でございます。

続きまして、「参考-2」を説明させていただきます。

参考-2につきましては、この資料の頭のところに書かせていただいてますが、河川整備計画策定時における関係府県知事意見の主旨を踏まえ、丹生ダムの異常渇水対策容量に係る試算結果として、各府県の要請により提供させていただくものということで、それぞれご判断いただくときに、こういう資料が欲しいということをお聞きしたものですから、それで作成したものでございます。

まず1つは、試算①です。河川整備計画作成時と同様な考え方に基づき、既往最大の渇水流況において、近年14年間、平成8年から21年の平均的な需要年の実績取水を需要として試算した結果というもの。

それから試算結果②というのが、今まで既往最大の渇水流況を使ってたのですけれども、 2番目だったらどうなるんだということで、これを用いて先ほど説明しましたフルプラン の大阪府の見直しで計算したものです。

それから試算結果の③ということで、既往最大の渇水流況において一番近い、直近の実績ということで、21年でやってみたらどうなるか。

次の2ページに行かせていただきまして、平成8年から21年につきましては平成16年が

一番平均年に近いということで、これを使って計算をしたということでございます。結果でいきますと、下の試算①の3ページのほうに答えが載っているのですが、同じ計算条件でやっていくとケース4では-1.51mということで-1.5mを下回りまして、ケース5、丹生ダムの渇水対策の補給があって-1.45mということで、-1.5m以上確保するという計算結果になっております。4ページにそのときの計算の琵琶湖水位の変化図を書かせていただいております。

次に5ページ、今回、既往最大の渇水ということで計算しているのですが、大正7年から平成16年までの87年間の一番厳しいのを計算にして使っております。一番厳しいものではなく既往第2位の渇水だったらどうだろうということで計算したものです。下の渇水時の琵琶湖水位試算結果、大正7年から平成16年というのを見てもらったらおわかりになると思うのですが、1位というのは結構飛び出てます。2位からが少しくっついているような感じで存在してまして、この1位でやった場合で計算しておりましたが、2位でやればどうなるかということを試算しました。結果が6ページにありまして、これは先ほど出てきましたフルプランで大阪府下方修正したものです。計画値が基本なので、今回の一部修正したフルプランの値を使ったということです。結果としては、対策なしだと一1.66mになってしまうのですが、取水制限を行えば一1.44mということで範囲内に入るという結果になっております。

次に、一番直近の取水実績で計算したらどうだろうかということで実施したものです。 これは平成21年度の上工水の取水実績を行っています。これでいきますとケース3の節水 考慮では、まだ-1.57mということで琵琶湖水位は-1.5m以下になりますが、大川への 維持流量の削減を行えば-1.43mということで、琵琶湖水位は-1.5mにおさまるという ことになっております。

以上で私のほうの説明は終わらせていただきます。

○近畿地方整備局 河川部長

主に資料-3の検証対象ダム、それから参考-1、参考-2の説明があわせてございましたが、以上につきましてご質問、あるいはご意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○長浜市 北部振興局長

長浜市北部振興局の○○と申します。今回、第2回から先ほど冒頭ご紹介いただきまし

たように長浜市の組織改編によりまして局が設置されまして、そういう立場で参画をさせていただいているということで、各委員さんにはご理解をいただきまして大変ありがとうございます。

前回の意見と重複するところもあるかもわかりませんが、後のご説明をお聞きした上で、またご意見等をお出ししたいとは思いますが、まず前段にございますのは、特に地元の立場で申し上げますと、このダムの検証につきましては、先ほど以来出てます再評価実施要領細目に基づきまして事業の必要性、進捗の見込み、コスト縮減、そして代替案の立案等の視点から行われることになると思いますが、これとは別に地元の状況や、これまでの経過等も踏まえた総合的な判断をまずしていただきたいというのが地元の願いでございます。

また、地元住民につきましては下流地域の利水や異常渇水時の緊急水の補給のため、何回も申し上げておりますが、苦渋の決断のもとダム建設の容認をされまして、平成7年には水没地域で暮らす住民の方々の集団移転が完了いたしまして、4つの集落が消滅をしております。そして、地元住民の大きなこの犠牲のもとに事業用地につきましても、民有林の買収が既に100%完了しておりまして、あとは本体工事を残すのみというような状況になっております。

ご承知のように昭和43年に予備調査が開始されまして、本来でございましたら平成22年に事業が完了しているはずでございます。いまだにこの方針が決定されてない、以来40数年以上が経過しておりまして、たびたび国の方針変更によりまして地元住民の方々、ダムの問題に翻弄されてきたというのが現状でございます。こういった地元の気持ちを十分におくみ取りいただきまして、ご理解をいただきたいというように思っているところでございます。

また、第1回の幹事会におきまして、機構さんのほうから検証に係る検討をスピード感を持って迅速にということで述べられております。今回も河川部長なり機構の社長のほうから予断なくスピード感を持ってというお話をいただいておりますので、次回以降のスケジュール、これもやはり示していただきたい。いつ終わるやわからんという検証では、非常に地元としても不安でございますので、その辺をお示しをいただきたいというのがお願いでございます。

また、地元との協議説明ということで、前回からの手順が示されておりまして、地元の 意見を聞く場というところもお書きいただいているのでございますけれども、なかなかパ ブリックコメントにつきましては一般的な意見でございまして、やはり地元の意見、そう いったものを聞いていただく機会を持ってほしいというようなことを考えております。過去に用地買収までやられる中で、いろいろな段階で説明もいただいておりますし、地元としては、その辺は感謝もしております。そういった信頼関係の中にここまで来たというようなところもございますので、十分その辺を事前に意見を聞いていただく場を持っていただきたいというように思います。

あと1つ、最後になりますけども建設維持管理ですね。先ほど申しました本来ですと平成22年に事業が完了しているはずでございますけれども、この平成15年度以降、事実上凍結状態というようなことになってございます。かなり広い山林が荒廃をしているという状況もございますし、中を走っております県道、そういったものを水資源機構さんに管理いただいている分がございますけれども、なかなか補修が行われず大変危険な状態であるというようなことでございます。国の方針変更によって工期がおくれてございますので、こういった問題が出ますので、こういった維持管理面も国において責任を持って対応いただきたいというようにお願いを申し上げるところでございます。

全部の説明を聞くまでに、ちょっと地元の立場の局として前回の検証、今回の検証を踏まえまして、冒頭、雑駁な意見で申しわけございませんが、まず私のほうからご意見を申し上げておきたいと思います。

以上です。

○近畿地方整備局 河川部長

どうも、地元の立場でのご発言ありがとうございました。次回以降のスケジュール等に つきましては、まず、きょうの議題を進めさせていただいた上で、今後の予定につきまし て時間をとってございますので、そのときに事務局のほうで説明なりさせていただきたい と思います。

あと現場の管理の点でご発言がございましたけれども、それにつきましては機構のほう から何かコメント等ございしたら、よろしくお願いします。

○水資源機構 関西支社長

今までの建設事務所のほうで長浜市さんなり滋賀県さんと意見交換をしながら速やかな 対応を、できる範囲でやらさせてもらっておりますので、引き続き可能な限りの中で努力 していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部長

そのほか、ご発言がございますでしょうか。どうぞ。

○滋賀県 流域政策局長

滋賀県の○○でございます。 2点、確認というか発言をさせていただきたいと思います。 まず、先ほどご説明いただきました資料 - 2の中で、裏面の2ページでございます。今 回ご説明をいただいておりますのは【キ】と【シ】【ス】の項目を進め方の中で検討して いただいた。それで、第3回につきましては【ク】の治水対策案を抽出するというような ご発言でございました。

そこで、1点目でございますけれども、私どものほうとしては、このダムの検討の進め方にのっとって検討していただくということは何も異存はないのでございますけれども、まず左側の【オ】、検討対象ダム事業等の点検という項目が今されていないのではないかということでございます。これにつきましては22年9月の例の治水のあり方に関する有識者会議のパンフレットの中でも、検証対象ダム事業等の点検という項目で、基本的な諸元については詳細に点検を行うということで明記されておりますので、このフローをまずきちっとやっていただいた後、進めていただく必要があるんではないかというのがまず1点でございます。

2点目でございますけども、1回目からかなり時間がたっていて認識に差があるのかもわかりませんけれども、丹生ダムの検証対象となるダムは何ぞやというのが、ちょっと私どものほうと認識が違うのではないかなという気がしております。確かに21年3月の河川整備計画では、最適案を評価するための調査検討と、それから渇対をどうするかというのは、確かにこのように明記されております。ただ、今回検討対象ダムということでA案とB案を示していただいておりますけども、あくまでも私ども滋賀県といたしましては、検討対象となるダムについては平成6年3月に機構法上で位置づけられた、まずダムありき、そのダムを検証していただいて、結果として今お示しいただいているA案、B案になるのかもしれませんけど、それは結果なんですけども、まず検証フローとして平成6年3月の機構法上の認可されております1億5,000万m³のダムを検証する必要があるんではないかというふうに考えております。そのためにも、先ほど申しました1点目の検証対象ダム事業等の点検という項目は非常に重要になってくるんではないかなというふうな認識でおりますので、その点をもう一度ご説明していただけるとありがたいと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

では、事務局。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

説明不足で申しわけございませんでした。実は先ほど言いましたように河川整備計画で目標をつくって、それからA案、B案をつくっているという関係でございまして、【オ】の普通のダムですと点検を先にやって、それから【キ】とか【サ】【シ】【ス】に行くのですけれども、今回の丹生ダムについては、まずダムの諸元が決まってなかったものですから、そこから入っているということなのです。それで【オ】については、実は総事業費についてはちょっとできてないところがございまして、これにつきましては次回、幹事会の中で点検についても説明したいと思ってます。もちろん事前に、特に滋賀県さんにおかれましては、そこの当該県でございますので、またご説明に上がりたいと思ってますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それから、私どものほうで先ほど言いましたように、もとはやはり実施計画のダムでございますので、そこから整備計画のA案、B案になっています。当然、この間には例えばダム事業というのは100分の1で計画しているものですから、ダム検証の中でやっている戦後最大とは、また違う部分もございますので、こういったことも含めまして、またご説明に上がりますので、ひとつよろしくお願いします。

以上でございます。

- ○近畿地方整備局 河川部長 よろしいですか。
- ○滋賀県 流域政策局長 はい。
- ○近畿地方整備局 河川部長 どうぞ。

○大阪府 河川室長

大阪府でございます。資料 - 2 で第1回の幹事会の概要で、主な意見ということでご紹介いただいているのですが、兵庫県さんの意見で整備計画の意見照会の際に異常渇水対策の必要性を説明してほしいとの知事意見を出していると。今回、渇水対策の必要性や緊急性の検討結果を説明していただきたいと、これは第1回の幹事会で兵庫県さんが申されてますし、大阪府も同様なご意見を申し上げてます。それで、整備計画段階から水需要も大分変わっており、異常渇水対策の必要性を議論する資料として、様々な試案が示されました。また、そもそも議論になってます目標設定を既往最大なのかどうかとか、そういう意味で2位であればどうかという形で試算結果をいただいて、これをもって、我々はこの必

要性、緊急性についてどうとらえるのかといったときに、これについて今、参考資料としてはこうですよとお示しいただいているわけですけれども、下流でそもそも整備計画段階から異常渇水対策について深めた議論をいただきたいということで申し上げてます大阪府としましては、今回の資料を提示いただいて、これをもって、その問題がすっと緊急性や必要性が理解できたというより、逆にこの資料をいただくと、さらに、ここのところをもう少し深めた議論が要るのではないかというふうに感じるように思っております。

また、先ほど来、この検証にかかわりまして整備計画策定時に異常渇水の補給として確保する4,050万m³をもとに、この検証が進んでいるようにも見えるようなご説明を受けたわけですけど、今回のダム検証というのはあくまで、そもそも論としての整備計画策定時の異常渇水時の必要性、緊急性、これについてもしっかりと検証するということで、もちろんいいわけですよね。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

事務局のほうからよろしいでしょうか、河川調査官の○○でございます。

先ほど滋賀県の話とも少し関係するのではないのかなと思っているのですが、まず、後段部分の話からさせていただきます。少し重複した話になって大変恐縮ですが、今回のダム検証につきましては、国交大臣からの指示に基づき、現在のダム計画を前提にどのような代替案があるか予断なく検討し、それを評価しながら当該ダム事業の継続・中止の方針を出すものになっています。丹生ダムについては河川整備計画において、いわゆるA案、B案というものが示されており、これを基本にダム検証のルールに沿って代替案を予断なく考えていきたいと思っている次第でございます。

それから、今回参考資料という形で示させていただきました資料につきましては、当初から異常渇水対策の必要性につきましては、その必要性についてどうなのかというところを、もう少しわかりやすく示していただきたいという話がございまして、それをすべて説明し切れるというわけではないのですが、今回のダム検証を通じて、それに対して答えていきたいと思っております。今回とりあえず、このような試算を行った場合にはどうなるのかということを示させていただいております。ダム検証は今回で最後の結論が出るという話ではございませんので、このようなデータ等々を頭に入れながら、予断なく議論をしていくというような形で進めていきたいと思っている次第でございます。

○大阪府 河川室長

予断なくということを確認した上でですけれども、先ほど参考-1の3ページのところ

に、大阪府といいますか現に企業団になっています水道のほうで下方修正をしているという部分の説明がございました。これは別途大阪市水道のほうも下方修正の方向になっておって、場合によっては双方が一つになれば、またどうなのかという水需要の状況があるわけですけども、まず、ここでお示しされてます大阪府の下方修正分で、この見直しを考慮して計算されたのがこの4ページということなのですか、それとのつながりがよくわかってなくて、逆にこれだけ下方修正したのですから楽になるというか、渇水容量の必要性が厳しいなという答えになるのかと思って見てるのですけど、ちょっとこのあたり、この3ページの見直しを考慮した試算結果に基づいたデータというのはどれになるのか、ちょっと示していただきたいのですけど。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

おっしゃっるとおり 3ページ、4ページの資料につきましては、これは大阪府の下方修正を見込んだ形で試算しております。ただし、1点、この計算には2つの話が入っておりまして、大阪府さんの需要予測の見直しと、もう1つフルプランの見直しも反映しております。この2点を考慮しますと既往最大渇水では琵琶湖水位が-1.66mというような数値になってきます。

少し説明が非常にややこしくなりますが、参考資料につきましては、さまざまな試算ケースです。試算は、例えば外力設定をどうするのか、丹生ダム計画につきましては今まで発生した実際に体験している渇水ということで既往最大渇水をベースに考えていましたが、そうではなくて最近の渇水を考えるとどうなるのか、戦後最大渇水をを考えるとどうなるのか、といった外力設定を変えて試算したケースを計算しています。また、需要予測についても大阪府さんの需要予測のほかにも政府全体での需要予測も逐次変わってきているという状況です。試算ということでさまざまなケースが考えられますが、今回お示しさせていただいたのは、4ページでいきますと既往最大渇水と需要予測はフルプランと大阪府の下方修正を考慮しています。

なお、今般、大阪府・大阪市さんの水道統合の関係で、また需要予測の見直し等々もあるのではないかとの話も聞いております。こちらにつきましても、ある程度確定値になった段階で、そのようなケースについても知りたい、ダム検証の議論を進める上で念頭に置きたいというような話がございましたらば、そのような試算も状況に応じてお示ししていきたいと思っている次第です。

○大阪府 河川室長

若干勉強不足のところもあるのですけど、フルプランというのはそれほどこれまでどんどんふえているのですか。今のデータで見ましても、平成13年の実績というか、それよりも量が多いのに、上工水の取水量は平成27年の予測値に大阪府下方修正ですから、この27年の予測した時点というのは随分古い時点で、それがまだ議論の対象になるのかなという、ちょっとその辺のイメージが現に、大阪でとらえてますと、まさに水道需要が落ちてきているというところで今回の異常渇水の議論になったときに、整備計画策定時のときにも、このあたり随分、兵庫県さんも含めて議論になってまして、なおかつ、そういう事態になっているということを踏まえて今回の検証をしっかりしていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

フルプランは平成21年4月にできたもので、それは各府県さんにどれぐらいの水需要、 工水・上水はどれぐらいの需要が皆さんありますかということで、平成27年を目標にして それぞれお聞きして集めたものです。実績と計画値と若干違い、安全度を見ています。そ れから、例えば、ちょうどシャープが堺に来られた時代だったと思うのですけれども、そ ういったものも見込まれたり、それぞれ府県さんの考えがあって決められていることだと 思うのです。あくまでも計算は計画値ということで、フルプランが我々としてはいいんじ ゃないかなと思ってます。

ただ、その後、水需要がだんだん減っていく中でどれがいいんだという話をしたときに、 やはり大阪府さんの分を引かせてもらったと。先ほど〇〇が申しましたように、今、大阪 市さんの分も、一応、中間報告ではありますけれども、これぐらいの数字というのも出て きております。それも含めて、少しお示ししたいと思っています。そういうことでよろし いでしょうか。できるだけ大阪府さんが将来、判断する材料を整えるという形でやってい きたいと思ってます。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

1点だけ補足してよろしいですか。資料-3の一番後ろの14ページを開いていただけますか。この14ページが整備計画の段階でどのように考えたのかというような資料でございます。こちらにつきましては、整備計画策定が平成20年度ですので、この段階はフルプランがまだ改定される前でございました。14ページの整備計画段階で丹生ダム計画はどういうふうに考えたかという話ですが、少し小さい字で四角囲いの下に「計算条件」とありますが、この下の2丸目、上工水の取水量については実績で考えた場合を示させてもらって

おります。

それに対して、先ほど来話があります参考-1の4ページの計算ですが、こちらにつきましては現段階で考えた場合、水需要予測については、1つは大阪府の下方修正の話が整備計画以後にありましたという話が1点。それから、平成21年にフルプランが府県との調整を経てでき上がっている。これらにつきましては実績とは違って、計画値というところもありますが、そのような前提のもと、計算したのが4ページというような形になってきます。

いずれにしましても今回ダム検証を行うに当たって、議論のベースとなる計画は、あくまで大臣指示のとおり整備計画のA案、B案というものをベースに考えていきますが、今回の参考資料のような最近の状況、あるいは試算条件が変わった場合にどのようにになってくるのかというものも示させていただきましたので、これらを念頭に入れながらダム検証を進めていきたいと考えております。

以上です。

○近畿地方整備局 河川部長

そのほか、よろしいでしょうか。それでは、まだ大分議題のほうも残ってございますので、また何かございましたら最後にご発言いただくということで議事を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、複数の治水対策案の立案ということで、資料-4のほうの説明をお願いしたいと思います。

○治水対策案の検討

・複数の治水対策案の立案

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

それでは、複数の治水対策案の立案についてということで資料-4で説明します。

1ページが治水対策の現状でございます。ちょっと図と両方ごらんになりながら、ここの箱の中の説明書きですけれども、姉川と高時川の2つの流域があります。過去の大きな洪水としましては、昭和50年8月に39戸の浸水がございました。それと特徴的なところは、下流が天井河川といいますか、非常に高い堤防になっているということになります。大きく2つに区分できまして、上流側は山つけ、下流側が天井川というような形態になってございます。

続きまして2ページ目をごらんください。これは計画の流れでございます。冒頭、先ほ

どご説明がありましたように、現在整備計画がない状態でございますので、今回設定をしてございます。その概要でございますけども、戦後最大規模相当の洪水を目標にするということ。さらには、最近のデータまで入れて12降雨を対象として解析をした結果、昭和50年の8月洪水の結果を採用するということになってございます。結果のほうは、この下の絵のほうについてますけども、基準点野寺橋、下流部ですけれども、この地点において1,500m³/sという結果になってございます。

続きまして、姉川・高時川における方策の検討に入ります。非常に多くなりますので、 ちょっと端折りますけども、1) ダムの有効活用ということで、これは既設のダムを有効 活用するということで、既設のダムの候補地としましては姉川の上流にございます姉川ダ ムがございます。

2) 遊水地等ということで、これにつきましても候補地がそれほど多くあるわけではございませんで、この図の中の上流部のところにまとまった土地があって、この土地であれば可能性があるなということで、あくまで地権者等のご確認とかなしで候補地として挙げさせていただいております。

それから、続きまして6ページにまいります。3) 放水路、これも既設の河川を使って やるのが有効だろうということで、この図の中に書いてございますように余呉川だとか田 川、上流のほうがより有効だというのはありますけれども、全く新設でやるというのは非 常に不利になりますので、この余呉川とか田川が利用した放水路を検討しております。

さらに7ページですけれども、4)河道の掘削、これは非常にポピュラーなんすけれど も、この断面図に示してございますような掘削のイメージで考えてございます。ちなみに、 申しおくれましたけど、ハイウォーターを超過している区間は、この赤の点々で囲ってい るエリアでございます。合流点の付近及び上流側に何カ所か複数箇所ございます。

それから8ページ、5)引堤であります。堤防を引くということですね。

それから9ページが、6) 堤防のかさ上げということです。下流部は天井河川だということで非常に厳しい面がありますけれども、こういう案もあるということで堤防のかさ上げを考えてございます。

さらには10ページの7)河道内の樹木の伐採、こうれは樹木を伐採することによって能力を上げるという案であります。ちょっと合流点の付近の拡大図を載せてございますけれども、このあたりの伐採を検討したのですけれども、この付近は既に伐採をされておりまして、伐採をすることによって効果を上げるというのは、ちょっと厳しい状況かなという

見方をしております。

それから、8)決壊しない堤防ということで、これはいわゆるハイウォーター、計画高水位以上になっても決壊しないような堤防を検討しようということで、技術的な確立がされれば、そういうことに寄与できるという判断でございます。

それから、12ページが9)決壊しづらい堤防ということで、これも同じような趣旨でございますけども、決壊しないというよりかは粘り強い構造の堤防というイメージであります。

さらには、10) 高規格堤防、スーパー堤防ですね。これは非常に近畿では都市河川での 適用をしている、いわゆる開発とか、そういうのに乗じて幅の広い堤防をつくっていくと いう計画でございます。

11) が排水機場ということで、内水排除というのが目的でありますので、本川河道のピーク流量を低減させたいというようなことには適用できないのかなという判断でございます。

それから、12) 雨水貯留施設、これも学校のグラウンドとか、そういうのを使ってうまく水をためてやるというような施設でございます。構造的には下の絵にあるような、こういう構造を考えてございます。

それから、16ページが 13) 雨水浸透施設、これも雨水浸透のための貯留施設を建物の中につくってというようなことを考えてございます。

さらに17ページ、14) 遊水機能を有する土地の保全ということで、高時川の中では1カ 所、こういう候補地がございますので、これらを視野に入れて検討をするということでご ざいます。

次が18ページ、15) 部分的に低い堤防の存置ということで、わざとあふれさせるといいますか、そういうことをすることによって治水対策に寄与するという方策でございます。 場所的には、このあたりでの可能性を考えてございます。

同じく、16) 霞堤の存置につきましても、場所は限られてございますけれども、このあ たりでの存置を考えておるということでございます。

それから、いわゆる水を閉じ込めるということではなくて、若干おくれた場合でも家屋に被害が生じないようにということで、17)輪中堤だとか、さらには 18) 二線堤というのを考えております。

続きまして、19) 樹林帯等、これは堤防の治水上の機能を維持増進を図って、洪水量を

緩和するという目的での樹林帯を考えてございます。

それから、20) 宅地のかさ上げ、ピロティ建築ということで、他の方策とあわせてやればということで、このあたりは上流のほうの河道には可能性があるのかなというふうに考えてございます。

それから、21) 土地利用規制ですね。これは、こういう対策が行われれば、被害の軽減が図れるというようなことを考えているということです。

それから、22) 水田等の保全、水田そのままで治水機能向上というのはできませんので、この下にあるような畦を若干かさ上げをしたり、水の出口を少し改造するというような、そういう構造に改良することによって若干抑えることができると、そういうものを期待してございます。

続きまして、23) 森林の保全、雨水を地中に浸透させることによって、ゆっくりと流出 をさせるような機能を保全するという効果をねらってございます。

さらには、24) 洪水の予測、情報の提供等ということで、これはいわゆる情報提供を迅速に行って被害の軽減を図るということをねらってございます。

さらに、25)水害保険等ということで、適用の可能性についての検討をしていく。

ちょっと長々申し上げましたけども、以上のような方策をできるだけ網羅的に幅広く検討して整理をしたものが29ページ、30ページでございます。この中で少し色分けをしておりまして、今回の検討の組み合わせの対象としているものが水色に塗っている方策、黄色につきましては災害の被害の軽減の観点からは推進を図る必要はありますけれどもというようなことで検討の対象からは外している。さらには、白抜きの部分については、おのおの書いてあるような理由で今回の組み合わせの対象からは外してございます。8)決壊しない堤防、9)決壊しづらい堤防、10)高規格堤防。それから、ちょっと上のほうに1)ダムの有効活用ということで、これは既存の姉川ダムにつきましては地形、地質だとか、その他の状況を考慮して、かさ上げは難しいという判断をしてございます。

さらには30ページ、これはいわゆる流域を中心とした対策についても同じようなことで、 若干色を変えてございますけれども、赤い色を塗ってあるのが組み合わせの対象としてい る方策でございます。黄色につきましては、進捗を図る必要はありますけど有効だという ことは変わりないですけれども、組み合わせからは外しているということでございます。

以上のようなことを踏まえまして、組み合わせの案を立案してございます。これが32ペ ージ以降にございまして、ちょっと冒頭申し上げましたけれども、河道の対策を考える場 合、特に上流と下流、地形の状況等を考慮して区分をしてございます。この右の図の中にありますように、ちょうど真ん中のあたりに約13.6km付近なのですが、高時川頭首工というのがございます。ここから上流が、いわゆる山間部を蛇行して流れるような山地河川になってございます。ここから下流につきましては天井川になっているということで、対策を考える際にここらを考慮して組み合わせを考えています。

33ページが組み合わせの案の検討でございまして、下流部につきましては天井川でありますので、非常に家屋が低い、堤防のかさ上げというのは現実的ではないということで、その案につきましては除外をさせていただいてます。残りの河道掘削、それから引堤の2方策として、上流部については掘削、引堤、堤防のかさ上げ、こういう案が考えられますので、おのおのの組み合わせを考えましたということが下の赤い枠の中に書いてございます。特にI-5につきましては、社会的な影響、堰だとか橋梁の改築が少ないと考えてございます。

II番目のほうで、大規模治水施設による対策案ということで、残りの遊水地だとか放水路、放水路につきまして幾つか種類がございます。これらの組み合わせ、II-1、II-2、II-3ということで考えてございます。

さらには、次の34ページで流域を中心とした対策ということで、単独で目標を達成する ことはできないのですけれども、前出のI-5を補てんするような形で組み合わせを考え てございます。そのあたりを全部まとめましたものが35ページでございます。

36ページ以降、おのおのの組み合わせ案を網羅的に整理してございます。

0案、これは丹生ダム案です。それから、I-1案が河道掘削案、全川掘削による対応ということですね。I-2案は全川引堤ですね。さらにはI-3案、河道掘削と引堤、上流側は引堤という組み合わせでございます。I-4案が引堤と河道掘削、I-5案が下流河道掘削に対して上流のかさ上げ、おのおの、この絵のようなイメージで考えております。さらにはI-6案、引堤と堤防のかさ上げ。

それから43ページ、II-2案⑦、これは遊水地と河道掘削、堤防かさ上げの組み合わせ。 II-2案は44ページ、放水路のパターンで、これは田川の放水路を利用した場合と堤防か さ上げの組み合わせ。それから、II-2案⑨は放水路、これは余呉川と合流させるルート に河道掘削、堤防かさ上げを組み合わせた案。

それから46ページ、III-1案のIIIですけれども、河道掘削と輪中堤・宅地かさ上げですね。上流側はこのような宅地かさ上げ。さらには、III-2案III、河道掘削に輪中堤・宅地

のかさ上げ、水田の保全。一応このような組み合わせを考えております。

複数の治水対策案の立案につきましては以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

ただいま複数の治水対策案立案ということで説明をいたしました。これにつきまして、 ご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

〇長浜市 都市建設部長

長浜市ですけれども、この治水対策案につきましては、前提条件がかなり異なるのでは ございますが、滋賀県さんのほうで既にそれぞれの方法のメリットとかデメリット、ある いはコストも含めて検討されておりまして、その中ではダム+河道の改修というのがもっ とも望ましいという結論を既に出しておられるんですけれども、滋賀県さんの検証と、今 後やっていかれるこの複数の治水対策案の検証、これはどういう関係にあるのか、ある程 度参考にされるとか、これとは別にもう一度一から検証し直すとか、その辺のお考えにつ いてお聞かせいただきたいと思います。

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

あくまでも予断なくということなんですけども、滋賀県さんのほうでそういう情報をお 持ちだということであれば、当然その事実関係だとか、そういうことを確認をさせていた だきながら判断の材料にしていくというようなことになるかと思っておりますが。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

少し補足させていただきますと、今回のダム検証のための検討は滋賀県と調整させてもらいながら進めているところです。もちろんほかの府県、あるいは長浜市も同じですが、必要なところはしっかり調整させていただきながら進めていきたいと思っております。特に治水対策案については、今回、滋賀県が管理している河川に直接関係するというところもありますので、特にいろいろと情報交換をさせていただきながら進めていく形で考えております。

その際に、先ほどの長浜市から話があったダム+河道の話ですが、私が理解している範囲では、姉川・高時川の最終的な計画はどういうふうに考えているのかというときには、ダム+河道というような検討を滋賀県はされていたと理解しております。その内容については、もちろん参考にさせていただきたいと思っておりますが、前提条件として、今回のダム検証は最終形の基本方針レベルについて考えるということではなく、整備計画、いわ

ゆる今後20年とか30年とか考えた場合に、ダムがどうあるべきか、代替案は考えられないのかというところを考えていくことになります。先ほど冒頭に長浜市が、「前提条件が少し違うかもしれない」と発言されましたが、多分今の話が関係するのではないかと思います。いずれにしましても治水対策に関する検討の内容あるいは検討の考え方については滋賀県と話をさせてもらいながら進めていきたいと思ってます。

○近畿地方整備局 河川部長

その他、いかがでしょうか。

○滋賀県 流域政策局長

今の話の続きなんですけど、たしかに県としてはダム+河道改修案の過去に検討した結果はございます。河道改修については戦後最大相当の河川整備計画相当の改修をする、それはいいんですけども、じゃ、ダムのサイズは当然1/100で決まるんですよね。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

ダム計画自体は、どのダムもそうですが、基本方針レベル、各河川によって違ってきますが、1/100とか1/200とか、そのような形でダム計画はなされるものです。しかしながら、今回のダム検証はそのように決めたダムについて、整備計画相当で考えた場合に、どうあるべきなのかというようなことを改めて検証していくというような形で進めていきますので、少しここについてもややこしいところはありますが、そういう理解をしていただければいいのではないかなというふうに思います。

○滋賀県 流域政策局長

ダム計画は当然 1/100相当のダム計画をして、運用上は例えば 1/50であるとか 1/30であるというふうに僕は認識しているのですが、それでよろしいですかね。

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

ちょっと誤解があるとあれなんで、ダム計画は先ほど申し上げましたように長期計画を 前提に規模を決めます。河川整備計画というか改修のほうは戦後最大が前提だということ であれば、そういうことを前提にやるということですよね。したがいまして、そこだけ比 べると規模が違うものを比較するということになってしまいますけれども、ただダムは、 残事業であくまで比較するということになります。

それと、今、調節方式のことを言われているのかもしれませんけれども、丹生ダムの場合は自然調節方式を採用してますので、基本的にはそれをそのまま使うということを考えております。

○滋賀県 流域政策局長

自然調節方式で、ダムの規模は1/100で当然決めて、下流が河川整備計画の戦後最大相当なのか1/30か、それは置いておいて、下流見合いでオリフィスを調整して当面は暫定運用すると。将来計画としては1/100になるという。

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

将来でつくるのだけども、もちろん戦後最大にも利くし、そういうのを見てやっているということなのです。だから、穴あきダムだから水がどんどんふえていって、穴まで来たら、あとずっとたまってくるよりも穴が絞り込んでいるので調整していくと。だから、それは戦後最大にも利くし1/100にも利くということです。

○近畿地方整備局 河川部長

いずれにしても今後相当多数の代替案があって、今後それを絞り込んで詳細に検討していくという過程があるわけでございますので、その中で滋賀県さんとも重々相談させていただきながら整理していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

そのほか治水関係、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして資料-5と資料-6、流水の正常な機能の維持の立案、それから 異常渇水時の緊急水の補給対策、いわゆる渇水対策のそれぞれの複数の立案ということで、 これは続けて説明をおねがいします。

○利水対策の検討

- 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案
- 複数の異常渇水時の緊急水の補給対策案の立案

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

資料-5は、流水の正常な機能の維持ということで、いわゆる高時川の維持流量の検討でございます。それに対して資料-6のほうは、いわゆる異常渇水なのでエリアの対象が多少異なるということでございます。

資料-5でご説明します。1ページは、このあたりは国営の水利事業でもって、最終的には平成22年3月に事業は完了しているのですけれども、非常に水路も発達してございます。主に農水、それから生活のための水利用がなされているということであります。それから特徴的なとこは、下流が天井川であるということと、水面がなくなる、いわゆる瀬切れが毎年起こっているというような状況です。その辺の状況を下のグラフの赤い色塗りで

お示しをしているところであります。

2ページ、これは正常流量をどのように設定をしたのかという根拠を整理してございます。いろんな項目によって設定するということになるのですけれども、この高時川の場合は左の欄に検討項目というのがございますが、動植物の保護だとか漁業、さらには流水の清潔の保持、この2つの観点から主に決まってございます。数字を書いてございますけれども、期別のおのおのの数字を書いてございます。最終的には一番下の欄に維持流量のダムサイトの地点では5月から8月が1.63で、10月から4月が1.34と、その決定根拠は、その上に書いてあるような内容から決まっているということでございます。高時川の頭首工につきましても同じようなことでありますけども、高時川の頭首工につきましては、伏没があるということで、その流量を加えて設定をしてございます。期別におのおの、こういうふうになっているということで、今回この数字を設定したということです。それ以降は13方策の検討が並んでいます。

先ほどとかぶる分もありますので、少し走りますけれども、1)が貯水池ですね、河道 外貯留施設、候補地としては上流域で考えるということになります。

それから、2) ダム再開発、ここの場合は候補地点の上流側に、そういうダムサイトというのがないので考えられないというような状況でございます。

それから6ページ、3) 多用途ダム容量の買い上げ、これにつきましても発電ダムが存在しませんので候補地がないという状況であります。

それから、4)水系間導水①、これの一番近いところで九頭竜川の水系から持っていく という案をイメージしています。

それから8ページ、これは4)水系間導水②ということで、琵琶湖から持ってくるのですけれども、琵琶湖から直接持ってくる案と、余呉湖経由で持ってくる案、この2種類を考えています。

9ページが、5)地下水取水です。地下水は下流のほうでかなり利用されているのですけれども、それを導水施設でもって、ちょっと無理やり引っ張ってくるような案をイメージしてます。

それから10ページ、6) ため池であります。ため池は、この図の中の赤点でお示ししているような場所に現存しているということです。上流域が今現在そういうところはないということです。

それから、7)海水淡水化、これにつきましても立地条件を検討をしますと。一番近い

海から引っ張ってくるということですね。

それから12ページの8)水源林の保全、13ページの9)ダム使用権の振替ですね。ダム 使用権の振替につきましても候補地がございませんということです。

それから、10) 既得水利の合理化・転用、これにつきましては産業構造変革に伴う需要減分を他の必要とする用途に転用するという案です。さらには、11) 渇水調整の強化。

それから16ページ、12)節水対策、13)雨水・中水利用、ちょっと説明は省略させていただきます。

以上、方策をすべて並べて組み合わせの対象としている案と、今回の検討ではしなかった案、さらには取り組む案ということで3種類に仕分けをしてございます。対象にならなかったものにつきまして、ほとんどそういう存在がないと、候補地がないということで外しているというような状況でございます。これに基づきまして組み合わせをつくってございます。

20ページが組み合わせでございます。ここの場合は一応5つの単独案があります。おの おの単独案でやろうと思えば可能だということで、単独案での組み合わせを考えておりま す。したがいまして、中途半端なものはありませんので、それ以降の組み合わせというと ころは出てこないという案でございます。

22ページ以降は、それを再整理をさせていただいてます。少し状況を詳しく入れさせていただいてます。22ページがダムで確保する案ですね。それから、23ページが近くということで、九頭竜川が一番近いということになってしまいますので、それにしても延長は約100km程度あるという案であります。それから、24ページが琵琶湖直送案。25ページが余呉湖経由ですね、少し経由を持たせるという案です。距離的には若干琵琶湖のほうが遠くなります。さらに26ページ、地下水取水。それから海水淡水化と。以上の代替案で整理をしてございます。

それから、次が複数の異常渇水時の緊急水の補給ということで、資料-6でご説明します。

冒頭、説明のありましたA案、B案についての説明が1ページに書いてございます。A 案のほうはダムで確保するという案ですけども、B案のほうが琵琶湖で確保する案という ことで、若干わかりにくいので、そこのところをちょっと補足させていただきます。3ペ ージのほうですけれども、これはB案の説明です。必要な容量を琵琶湖で確保するとなる と、容量的に琵琶湖の面積等で換算しますと約7cm程度になりますと。その7cmを琵琶湖 にためるので、琵琶湖での治水のリスクが発生する。要は琵琶湖が少し危険になるということですね。それを回避するための案ということで、事前放流で約 $5\,\mathrm{cm}$ 程度、頑張ってやっても $5\,\mathrm{cm}$ ぐらいだなと。さらに、その不足分をダムで確保ということで、約 $2\,\mathrm{cm}$ という割り振りにしてございます。ただし、事前放流をやる場合に今の瀬田川の能力では少し足りないので、下の左のほうに $3\,\mathrm{cm}$ というますけれども、一番下の琵琶湖水位が $0\,\mathrm{cm}$ の場合に約 $1,000\,\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$ ぐらいのボリュームの流量が流せるような若干の改修が必要だという案でございます。

4ページのほうが、丹生ダムでそういうケースの場合にダムを使ってリスクが全部解消できるのかという、いろんな洪水パターンでもって検証しています。現状、それから1/100のレベルまで引き延ばした場合だとか、おのおののケース①から5つほど設定をして、どんな場合でも最低でも7cmは抑制できると、そういうところを確認している。見にくいですけれども、凡例の箱の中に丹生ダムの貯留による水位低減効果、瀬田川の改修効果、事前放流の引き上げ幅ということで、おのおの数字の確認をしているということでございます。

以降が補給対策の立案であります。同じようなことになるので、説明を少し割愛させていただきながらやらさせていただきますけれども、先ほどと違うのは渇水対策になりますので、流域全域で候補地を探しているということで、例えば6ページであれば琵琶湖の周辺だけではなくて木津川の上流だとか、そういうところまで広げて検討をしているということになります。

7ページ、ダム再開発、かさ上げとか掘削ですね。候補地はたくさんあります。

8ページが多用途ダム容量の買い上げ。それから9ページの水系間導水、九頭竜川とか 宮川ですね、このあたりが候補になるというふうに思ってます。

それから、10ページが地下水取水、これも色分けで地下水の滞水層がどこにあるかだとか、そういうところを調べて候補になるエリアを抽出をしています。

それから、ため池につきましても、土地利用の状況とかいうことで可能性を検討してご ざいます。

海水淡水化、これにつきましても同じようなことです。

水源林の保全、この辺の説明は同じようなことになりますので飛ばさせていただきまして、16ページの今までにない渇水調整の強化ということで、先ほどの説明と少しかぶりますが、渇水調整をやった場合にどうなるかということ。ここのグラフの横にある表の中で、

平成6年の渇水のときにかなり水位が下がって、史上最低という記録をしたのですけれど も、このときに最大で20%の取水制限をやっているという状況がありました。それを採用 すると。それから、節水対策ですね。それから、雨水・中水利用がございます。

そこらを総括をしましてまとめたのが19ページでございます。組み合わせの対象としている案として、7案抽出をしてございます。ここで少し言っておかないといけないのは、9)番、10)番ですけれども、9)番につきましては利水による振り替えということなのですけれども、結局振り替えをしても利水からそっちのほうに回るだけなので、琵琶湖の全体で考えた場合には同じようなことになるので、対策案には適用できないという整理をしてございます。

そこらを踏まえまして組み合わせを考えているのが21ページであります。 2. 1で単独 で効果を発揮できる対策案ということで6案、1から6まで抽出しています。

さらに、単独では効果は発揮できないですけれどもということで、他用途ダム容量の買い上げ、これをベースにほかの案で補てんするような組み合わせを7から12までで整理をしてございます。

そのあたりをすべてまとめましたのが22ページであります。23ページ以降は、22ページ のまとめに基づきまして整理をさせていただきました。

24ページがB案ですね。25ページが河道外貯留施設(貯水池)、すみません、ちょっと このあたりは話がかぶってしまいますので説明は飛ばさせていただきます。

今までに余りご紹介できてなかったところでは、31ページの補給対策案7をごらんいただきますと、水系全体で見てますので電力、発電容量買い上げということで天ヶ瀬の上流にある喜撰山ダムを一応候補に入れさせていただきます。これぐらいの容量を確保できるということで、関係者の調整はもちろんしていない状況でございます。そのあたりをベースに組み合わせを32ページ、33ページということで入れさせていただく。それが34、35、36ということで、おのおのの組み合わせであります。

すいません、ちょっと長くなりました。以上でございます。

○近畿地方整備局 河川部長

以上、資料-5と資料-6の説明でございましたけれども、これにつきましてご質問等 がございましたらよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

○長浜市 都市建設部長

ダムのA案、B案について何点かご質問させていただきたいのですけれども、まず1点目にA案、B案の検証についてですけれども、平成19年11月ぐらいに地元との意見交換会が数回開催されておりまして、その中の説明で、このA案、B案は既にそのときから話が出ておりまして、それぞれのメリット・デメリットを整理して、治水リスクでありますとか、自然環境への影響、あるいは水質等について調査いたしますと。これの期間が今後二、三年かかりますという説明があったわけですけれども、この間、既に検討されたことが一部あるのかどうかというのが1点目のご質問でございます。

それから、2点目、B案の穴あきダムの関係ですけれども、先ほど琵琶湖の水位を7cm 上昇させるということなんですけれども、当然治水リスクが出てまいりまして、降雨予測 があった場合、事前放流をするということなのですけれども、その事前放流をした後に予 測が外れまして雨が降らなくて異常渇水になった場合の対策がどうなるのか、緊急水の補 給をどういうふうに対応するのか、あるいは、そういう降雨予測がないために事前放流を 行わない、7cmためたままで大雨になった場合は、この7cmの水位がさらに上昇いたしま すので琵琶湖周囲の治水リスクが非常に高まるということが考えられるのですけれども、 その対応等についても今後検証をされていくのかというのか2点目です。

それから3点目ですけれども、先ほどの説明でB案につきましては高リスクを解消するために事前に放流をするということですけれども、その場合、瀬田川洗堰下流の鹿跳渓谷を改修するという必要が出てまいりますが、この改修は実際できなかった場合は、このB案というダム案も不可能というように判断することになるのかどうかが3点目です。

それから、先ほど幾つもの方法の説明がございましたけれども、その中で1点、渇水対策の中の16ページでございますけれども、渇水調整の強化という中で渇水調整協議会の機能を強化するという案が出ておりますが、これは具体的にどういうことを考えておられるのか。普通に考えると、この協議会の機能というか権限を強化いたしまして、今よりも取水制限の緩和をしていくのかなというふうにも思うのですけれども、その辺の考え方ですね、以上4点についてご説明をいただきたいと思います。

○近畿地方整備局 河川部長

事務局のほうからお願いします。

○近畿地方整備局 河川部河川環境課長

ちょっと順番がてれこになって恐縮ですけど、まず一番最後の渇水調整の強化について のお話ですが、これにつきましては我々のイメージといいますか、今現行ではあくまで、 そういう利水者間の調整で成り立つということが前提になります。当然、河川管理者としては必要な、中に入ってこういうことをやったらどうですかとか、そういうお話をさせていただきながら進めるということになるのですけれども、そのあたり当然、最終的には利水者さんのご了解がないとできないことでありますので、少しそこはお話をさせていただきながら進めていくということを頭の中で思っております。

それから、3つほどご指摘がございました。A案、B案についていろんな調査をしてというようなことについてのご質問だったと思いますが、これにつきましても今回ご紹介した中に当然A案、B案というのが入っております。いろいろな調査をしてということを河川整備計画の議論の時にきちっとやるようにご指摘をいただいておりますので、そのあたりは今後その検証の中でご紹介をさせていただく。当然、評価にかかわるようなことにつきましては、しかるべき時点できちっと説明をさせていただきながら進めていくというようなことを思ってございます。

それから、順番があちこちいってすみません、鹿跳渓谷の改修ができなかった場合は、この案はできないのかというようなご指摘だったと思いますが、当然、それも先ほどのお話とちょっとかぶりますけれども、実際にできるようなものなのか、現実的なものなのか、最終的にはそういう評価の指標がございますので、そういうところを見て、こんな案はあかんやろうということになるのかというとこを、今の段階でどうこうというのはちょっと言えない状況でございますけれども、そこらは皆さんのご意見を踏まえながら進めていくということになるのかなと思ってございます。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

A案、B案の話で、治水リスクの話であるとか、あるいは渇水に対するリスクであるとか、それぞれの案でまたそれぞれ課題はあると思っています。実際に、ある案が適切という話になった場合には、さらに検討を進めて、その案を実施するにあたっての課題をいかに解決していくのかというところを検討していかなければならないと思っております。具体的に今とれる方策としては、治水でいきますと危機管理対応でありますとか、あるいは渇水については節水などをどう考えていくのかという話などを、さらに詰めていくことになると思いますが、いずれにしても今の段階では、まだどの案にするのかというのは決まってないような状況。選ぶときにもそれが現実的なのかということはある程度考慮しながら進めていくことになりますが、その案が確定すれば、さらにしっかり詰めていくことになります。

○水資源機構 関西支社副支社長

水資源機構の関西支社副支社長の○○でございますけども、ダム形式の最適案を確定するための調査検討ということで、検討の内容は4項目ございました。4項目としては、1つは治水対策ということで、B案の場合には渇水対策容量を琵琶湖で確保する場合、事前放流を行うために必要な降雨予測手法に関する検討ということで、今のは治水リスクの話ですが、これを検討するということが1つ。

それから、自然環境ということでA案の場合、B案の場合、それぞれあるわけですけれども、ダム形式ごとに融雪出水による下流河川、琵琶湖への影響ですとか、土砂移動の連続性への影響ですとか、あるいはダム貯水池周辺の環境への影響ですとか、そういった環境に対する検討をしますよということになっております。これについては、報告書としてまとめております。

それから3つ目ですけども、高時川の瀬切れ対策ということで、これは今不特定の話が ありましたけれども、その辺の検討ということになります。

それから4つ目といたしまして、A案、B案、それぞれの概略の設計と事業費算定ということになると思います。

治水対策と瀬切れ対策については、これからそれぞれの代替案を評価する上で、これらの検討の結果を評価に使っていくということになるかと思っております。自然環境につきましても、最終的に総合的評価を行う段階で今まで検討してきたものを参考にしてやっていくということになろうかと思います。

それから、A案、B案の設計と事業費算定ということですけれども、今回A案とB案の ダムの容量を設定しておりますので、それに対する事業費あるいは工期ということにつき ましては、今回のダム検証の要領細目でいうところの点検というところに、ほぼ相当する ことになろうかと思います。次回以降になりますけれども、今設定しましたA案、B案の 事業費と工期についてお出ししていくことになろうかと思っております。これらの検討に つきまして、機構と整備局のほうでそれぞれ作業をしているということでございます。

○近畿地方整備局 河川部長

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○兵庫県 エネルギー対策室長

兵庫県の○○ですけれども、ちょっと先ほどの異常渇水対策容量の話に戻るのですけれ ども、参考資料の2ページに近年14年間の上水と工水の実績取水量というのがありまして、 検討結果でいろいろと数字を出されてまして、ちょっと定量的に検討されているので、ちょっと私の言い方は定性的にしか言えないのであれなのですが、少なくとも参考-2の2ページの平成8年から21年の実績値を見ますと、これは確実に実績取水量が減っているということを考えますと、異常渇水対策容量についてもいろいろ過程はあるのでしょうけれども、その傾向を考えると、この後ずっと上昇傾向に行くということは考えられなくて、いずれかの時点で人口も減っていくということが予想されますので、何遍も繰り返しになりますけど、兵庫県の考え方としましては、現時点においても異常渇水対策容量については確保する必要性は非常に小さくなっているのではないかというふうに考えておりまして、今後のダム検証の手続を進めていくに当たりまして、このような傾向にあるということを十分踏まえて検討していただきたいということでございます。

以上ですけれども。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

事務局から一言だけ。まさに今回お示しさせていただいたのは、最近の状況はどうなっているのかとか、そういうところも踏まえながら今後の議論を進めていきたいという気持ちで提示させていただいているものです。実績取水量については、資料のとおりですが、そのほか渇水の状況であるとか、様々な要因を踏まえながら総合的に考えて今回丹生ダム事業をどうするのか代替案も含めて検証していくという形で考えていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いしたいと思います。

○大阪府 河川室長

大阪府も繰り返しになりますが、今回、異常渇水対策の必要性について、さまざまな資料をご提示いただきました。特に参考資料において一定、今、兵庫県さんからございましたように、わかりやすいものが出ております。実績の分でいけば試算③になるような結果になりますし、また試算の②では、これも従来から話題になっいます既往最大を目標にしておるというのが今回のこのダムでございますが、これは全国的にすべてが既往最大かどうかというのもあるというように聞いてございますし、その試算②で5ページでは1位と2位がこれだけ離れておるという実態の中で、試算の2位の渇水でいけばこのような結果になるというのも今回お示しいただいたということで、本日提示された資料で今後の水需要予測を総合的に判断いたしますと、この異常渇水対策容量を確保する必要性や緊急性について、今日の時点では、強くまだまだ疑問を感じているところでございますので、また引き続き、この点について検証の場でご議論、また必要な資料をいただけたらと思います

ので、よろしくお願いいたします。

ですから、最後の資料-6でいただいたものについては、きょう資料-6を論じる場になっているのかなというふうに感じてございますので、よろしくお願いいたします。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

繰り返しになりますが、今のは兵庫県からの話と全く同じですが、このようなデータも 見ながら予断なく進めていきたいと思っています。加えると今大阪府さんが言ったような 見方もありますが、もう一方では、昭和14年で実際に受けた渇水だということも念頭に置 きながら最終的な総合評価に至るというふうに理解しております。さまざまな面を見なが ら議論を進めるという形でお願いしたいと思っております。

以上です。

- ○近畿地方整備局 河川部長 そのほか、よろしいですか。
- ○長浜市 都市建設部長 ちょっと全体的なことでもよろしいですか。
- ○近畿地方整備局 河川部長 どうぞ。

〇長浜市 都市建設部長

検証全般についてちょっとお伺いしたいのですけれども、その中に評価軸というのが幾つか示されておりまして、例えば安全度でありますとかコスト、実現性と記載されておるわけなのですけれども、そのコストについて全体コストは当然出てくると思うのですけれども、そのときに、どこがどれだけを負担するかという費用分担ですね、これについてもデータを出されて、国ならお金を出せるけど、例えば県とか市がやると難しいとか、それが実現性についてもいろいろ影響を及ぼしてくると思いますので、そういったことも評価軸にしていただくようにお願いしたいというのが1点。

もう1つは、代替案が実施されるまでの期間ですね。ダムをつくるということになりますと、A案の場合でも工事を着工したら10年ぐらいでできるのじゃないかというような説明が過去にあったわけですけれども、その代替案をやった場合にどのくらいの期間でその代替案が達成されるのか、用地買収とかいろんな交渉とか10年以上かかるということになると、それはマイナスのほうの評価になってくると思いますので、そういった期間についても評価軸のほうに加えていただきたいというふうにお願いをいたします。

以上です。

○近畿地方整備局 河川部河川調査官

今の2点については念頭に入れさせていただきたいと思います。ただし、少し難しい面もありますので、少し検討をさせていただいて、また各府県、長浜市ともいろいろ話をさせてもらいながら、どのような形で表現できるのか、あるいはどういう形でお示しすることができるのかというところも含めて、少し検討させていただきたいと思っております。

○近畿地方整備局 河川部長

予定の時刻になりましたけど、そのほか。

○長浜市 都市建設部長

すみません、もう1点だけ。

○近畿地方整備局 河川部長

はい、どうぞ。

○長浜市 都市建設部長

何回も発言しまして申しわけございません。最後に、この方針をできるだけ早期に、これまでもお願いしておりますけれども、決定していただきたいというお願いをさせていただきたいと思います。先ほども説明がありましたとおり、滋賀県の中で全体を幾つかの圏域に分けて河川整備計画というのをつくっておられるのですけれども、この姉川・高時川が含まれる湖北圏域は現在、河川整備計画がまだできておりません。といいますのは、丹生ダムができるか、できないかで、この河川整備計画の内容が大きく変わってくるということがありますので、当然難しいだろうなということは思うのですけれども、ただ、その河川整備計画がないわでは地元に大きな被害がもたらされるということになりますので、これまでも過去に何度も堤防のぎりぎりまで水が上がったということもありますので、滋賀県さんのほうでは竹木の伐採とか、あるいは部分的に築堤の改修とかもやっていただいているのですけれども、やっぱり計画ができ上がりませんと抜本的な治水対策の発揮ができませんので、そういう期間のリスクを地元としてはものすごく抱えているということをご理解いただきまして、この検証についてもなるべく早くスピードアップしてやっていただきたいということをお願いいたしたいと思います。

以上です。

○近畿地方整備局 河川部長

本日いろいろご意見をいただきましたので、そのようなご意見を踏まえまして、この検 証作業をできるだけ迅速に、また予断を持たずということで進めてまいりたいと思います ので、今後ともご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後に今後の予定、冒頭、長浜市さんのほうからもご意見がございましたけれども、それらを踏まえまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

5. その他

○近畿地方整備局 河川部広域水管理官

今後ですが、まず滋賀県から言われてますダムの点検、これが全部出そろいますので、 そのときにその話をさせていただくのと、あとはきょう立案をさせていただきましたので、 その立案から絞り込んだ形で治水対策案、利水対策案の概略評価の検討を進めていきたい と思います。別途日程調整をしますので、またよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇長浜市 北部振興局長

すみません、ちょっと今お答えいただいたのですけれども、スケジュール的なもの、具体でいつなのかというのをちょっと冒頭ご質問させていただいたと思うのですが、いつごろをめどに考えておられるのか、その辺を教えていただきたいなというように思います。

○近畿地方整備局 河川部長

恐らくいろんな調整がございますので、きょうのこの時点で日程のきちんとしたスケジュールというのを申し上げる状況にないと思います。今後できるだけ、この作業を鋭意進めまして、できるだけ早く、また次回が開催できるように努めてまいりたいと思いますので、どうかご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

6. 閉会

○近畿地方整備局 河川部長

それでは、時間も少し過ぎました、申しわけございません。

以上をもちまして本日の第2回幹事会を閉会させていただきます。長い時間どうもあり がとうございました。

[午後 0時 7分 閉会]